

資料編

1 計画策定委員会設置要綱

(1) 鳩山町地域福祉推進プラン策定・推進委員会設置要綱

平成 26 年 5 月 27 日告示第 41 号

改正 平成 29 年 5 月 19 日告示第 44 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日告示第 48 号

(設置)

第1条 鳩山町地域福祉推進プラン（以下「推進プラン」という。）を策定し、策定後の推進プランの効果的な推進を図るため、鳩山町地域福祉推進プラン策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、必要に応じて町長に意見を提言するものとする。

- (1) 推進プランの策定及び見直しを行うこと。
- (2) 推進プランの進捗状況の把握、評価及び計画的な施策の推進に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体を代表する者
- (2) 関係機関を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民健康課及び長寿福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

(鳩山町地域福祉計画推進委員会設置要綱の廃止)

2 鳩山町地域福祉計画推進委員会設置要綱（平成 21 年告示第 43 号）は廃止する。

附 則（平成 29 年 5 月 19 日告示第 44 号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(鳩山町地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 鳩山町地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成 19 年告示第 62 号）は廃止する。

(鳩山町地域福祉計画策定連絡委員会設置要綱の廃止)

3 鳩山町地域福祉計画策定連絡委員会設置要綱（平成 19 年告示第 67 号）は廃止する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日告示第 48 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 社会福祉法人鳩山町社会福祉協議会地域福祉推進プラン策定・推進委員会設置要綱

平成 26 年 6 月 1 日

要綱第 1 号

(設置)

第 1 条 鳩山町地域福祉推進プラン（以下「推進プラン」という。）を策定し、策定後の推進プランの効果的な推進を図るため、社会福祉法人鳩山町社会福祉協議会地域福祉推進プラン策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審査し、必要に応じて社会福祉法人鳩山町社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に意見を提言するものとする。

- (1) 推進プランの策定及び見直しを行うこと。
- (2) 推進プランの進捗状況の把握、評価及び計画的な施策の推進に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係団体を代表する者
- (2) 関係機関を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募委員

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

(社会福祉法人鳩山町社会福祉協議会地域福祉活動計画推進会議設置要綱の廃止)

2 社会福祉法人鳩山町社会福祉協議会地域福祉活動計画推進会議設置要綱を廃止する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 19 日から施行する。

2 第3次鳩山町地域福祉推進プラン策定・推進委員会名簿

(敬称略：順不同)

(任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日まで)

番号	区 分	所 属	役職等	氏 名
1	関係団体を 代表するもの	オリーブの会 (鳩山町障がい者団体連絡協議会)		不 在
2	"	鳩山町PTA連絡協議会	鳩山小 PTA 副会長	渡邊 晶子 (～令和5年3月)
			亀井小 PTA 副会長	瀧上 裕美 (令和5年4月～)
3	"	鳩山町区長・自治会長・町内会長会	副会長	○高橋 恵美子 (～令和5年3月)
			副会長	平戸 邦雄 (令和5年4月～)
4	"	鳩山町ボランティア連絡会	会 長	鷲見 文子
5	"	鳩山町老人クラブ連合会	副会長	小川 和夫
			副会長	大野 茂次
6	関係機関を 代表するもの	鳩山町教育委員会	教育委員	◎小峰 洋
7	"	鳩山町民生委員・児童委員協議会	会 長	矢野 幹夫 (～令和5年3月)
			児童福祉部会長	馬郡 操 (令和5年4月～)
8	"	社会福祉法人鳩山松寿会	施設長	島田 広
9	"	鳩山町商工会	副会長	日坂 和久
10	"	埼玉県西部福祉事務所	担当部長	平林 浩一 (○令和5年4月～)

資料編

11	学識経験者	山村学園短期大学	学長	野口 一夫
12	"	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会	主任	松田 亮 (~令和5年3月)
			主幹兼 地域連携課長	大島 聡志 (令和5年4月~)
13	公募委員			三嶋木 浩子

(◎委員長 ○副委員長)

3 計画の策定経過（第3次鳩山町地域福祉推進プラン）

年月日	内容
令和4年9月27日	令和4年度第1回鳩山町地域福祉推進プラン策定・推進委員会 ◇開催場所 役場 305・306 会議室 ◇審議内容等 (1) 委員長・副委員長の選出 (2) 令和3年度鳩山町地域福祉推進プラン実績報告について (3) 第3次鳩山町地域福祉推進プランの策定について (4) その他
令和4年11月	町民アンケート調査実施 ◇アンケート調査名 重層的支援体制整備事業のための福祉事業等意向調査及び第3次鳩山町地域福祉推進プラン策定のためのアンケート調査 ◇調査対象 町内18歳以上 1,000人
令和4年11月～ 令和4年12月	団体ヒアリング調査 ◇調査対象 町内福祉関係団体 10団体
令和5年3月28日	令和4年度第2回鳩山町地域福祉推進プラン策定・推進委員会 ◇開催場所 役場 305・306 会議室 ◇審議内容等 (1) 第3次鳩山町地域福祉推進プランの策定に関するアンケート調査結果について (2) 第3次鳩山町地域福祉推進プランの策定に関するヒアリング調査結果について (3) その他
令和5年7月21日	令和5年度第1回鳩山町地域福祉推進プラン策定・推進委員会 ◇開催場所 役場 305・306 会議室 ◇審議内容等 (1) 副委員長の選出 (2) 第2次鳩山町地域福祉推進プランの進捗・評価・報告 (3) 第3次鳩山町地域福祉推進プラン策定に係るアンケート調査及びヒアリングの分析・評価

資料編

	<p>(4) 第3次鳩山町地域福祉推進プランの施策体系図、計画フレームの検討</p> <p>(5) 第3次鳩山町地域福祉推進プラン策定に係る住民参加についての協議</p> <p>(6) その他</p>
令和5年9月16日	<p>第3次鳩山町地域福祉推進プラン策定のための地域福祉懇談会</p> <p>◇開催場所 鳩山町地域包括ケアセンター 地域の交流スペース</p>
令和5年10月6日	<p>令和5年度第2回鳩山町地域福祉推進プラン策定・推進委員会</p> <p>◇開催場所 役場 305・306 会議室</p> <p>◇審議内容等</p> <p>(1) 第3次鳩山町地域福祉推進プラン策定のための地域福祉懇談会について</p> <p>(2) 第3次鳩山町地域福祉推進プラン骨子案について</p> <p>(3) その他</p>
令和5年11月10日	<p>令和5年度第3回鳩山町地域福祉推進プラン策定・推進委員会</p> <p>◇開催場所 役場 305・306 会議室</p> <p>◇審議内容等</p> <p>(1) 第3次鳩山町地域福祉推進プラン素案の検討について</p> <p>(2) その他</p>
令和5年11月24日	町政策会議（素案内容を検討・協議）
令和5年12月20日～ 令和6年1月22日	第3次鳩山町地域福祉推進プラン（素案）に関するパブリックコメントの実施
令和6年2月1日	町政策会議（パブリックコメント回答等内容を協議、承認）
令和6年2月13日	<p>令和5年度第4回鳩山町地域福祉推進プラン策定・推進委員会</p> <p>◇開催場所 役場 301 会議室</p> <p>◇審議内容等</p> <p>(1) 鳩山町地域福祉推進プラン（素案）パブリックコメントについて</p> <p>(2) 鳩山町地域福祉推進プラン（素案）修正について</p> <p>(3) 提言書の決定について</p> <p>(4) その他</p>
令和6年2月28日	町長、社会福祉協議会会長へ第3次鳩山町地域福祉推進プラン（案）提言書提出
令和6年3月15日	鳩山町社会福祉協議会理事会（提言内容を協議、承認）
令和6年3月26日	鳩山町社会福祉協議会評議員会（提言内容を協議、承認）
令和6年3月29日	第3次鳩山町地域福祉推進プラン策定

4 用語解説

◇アクセシビリティ

誰でも必要とする情報にたどりつけ提供されている情報や機能を利用できること。

◇LGBTQ（エルジービーティーキュー）

レズビアン（Lesbian）：女性同性愛者、ゲイ（Gay）：男性同性愛者、バイセクシャル（Bisexual）：両性愛者、トランスジェンダー（Transgender）：心と体の性が異なる人、クィアまたはクエスチョニング（Queer／Questioning）：性的指向・性自認が定まらない人など、いわゆる性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の総称。

◇ケアラー・ヤングケアラー

ケアの必要な家族や近親者等に対し介護、看病、療育、世話、気づかいなどを無償でケアする人。ヤングケアラーは本来大人がおこなう家族や近親者等へのケアを日常的におこなっているこどものことをいう。

◇重層的支援体制整備事業

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、分野（介護、障害、子育て、生活困窮）ごとに行われていた相談支援や地域づくりに対して、一体的に支援できるよう、属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。

◇社会資源

福祉における課題を解決するために用いられる資源のこと。人的資源（本人、家族、近隣、ボランティア、専門職など）、サービス、情報、空間（居場所、拠点）、制度など、あらゆるものが社会資源となる。

◇生活支援コーディネーター

地域住民、団体や機関と協力しながら、高齢者の生活支援・介護予防の仕組みづくりを進める調整役。また、地域内において課題を解決することができるよう、地域づくり、人づくり、繋がりづくりをしていく。

◇地域福祉

生活の中心である地域において助け合い、誰もがその人らしく、安心して充実した生活ができるように、住民や団体、企業、行政などがそれぞれの役割を果たしながら助け合い、地域の課題に対し、よりよい解決方法を見出していく考え方。

◇地域福祉コーディネーター

地域に出向き、生活課題を発見しながら、問題を抱えた人を専門職や事業者といった資源につなぎ、その解決を支援するとともに、課題を解決できる地域づくりを進める役。コミュニティソーシャルワーカー。

◇地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と社会的資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

◇地域見守り支援ネットワーク

鳩山町で実施している「ちょっと気になる方」を「地域でゆるやかに見守る」地域の支え合いの仕組み。町では、高齢者や障害者、子どもたちが安心して暮らし続けられるよう、警察、消防、町社協、民生児童委員、学校、児童施設、商工会などの各種団体や郵便局、ガス電気業者、新聞販売店、食品等の宅配業者などの民間事業所に協力いただき、気になる方の異変を早期発見し、支え合いを行っている。

また、消費者安全確保地域協議会の機能も兼ねており、消費者の安全確保に関する事業も実施。

◇ノーマライゼーション

ノーマライゼーションは、元は障害のある者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す理念であり、現在では障害者に関わるのみでなく社会的弱者全般に対し、皆が同じように生活等ができる環境を整備すること。

◇パーキング・パーミット

障害や病気、妊娠等により車の乗降に配慮が必要な対象の方が車のルームミラーなどに利用証を掲示して該当の駐車区画に駐車できるようにする制度。

◇複合的な課題（複合課題）

福祉分野ごとの相談支援体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケースなど。「複合化・複雑化しているケース」の例としては、80代の親と、収入がなく社会から孤立している独身の50代の子が同居している世帯「8050」問題など。「制度の狭間にあるケース」とは、法的に適用する施設やサービスが該当しないケースで、障害者手帳を取得していないが、障害が疑われる方や、介護認定を受けていないが認知症が疑われる方、「ごみ屋敷」の問題など。

◇包括的な支援体制

分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人や世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる体制のこと。専門職による多職種連携や地域住民との協働が必要となる。

◇ボランティアコーディネーター

住民や団体などからの多様な相談を受け止め、ボランティアの需給調整を行なうほか、ボランティアに関する研修やフォローアップ、ボランティア活動の場づくりなどを進める。

◇「我が事・丸ごと」の地域づくり

「我が事」とは、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むこと。「丸ごと」とは、介護、子育て、障害、病気から住まい等、あらゆる暮らしと仕事を「丸ごと」支えること。「我が事・丸ごと」の地域づくりのためには、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや、「丸ごと」の総合相談支援体制の整備を進める必要がある。

5 関連法

◇ 社会福祉法（一部抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

二 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括

的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五の一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

◇ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（一部抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

◇ 再犯の防止等の推進に関する法律（一部抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。